

中泊町農業委員会会議録

平成29年1月20日

中泊町農業委員会

平成28年度中泊町農業委員会 1月定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年1月20日（金） 午後14時00分～午後15時00分

2. 開催場所 中泊町役場2階委員会室

3. 出席委員（14人）

会 長	15番	松坂龍美		
会長職務代理者	14番	松田耕司		
委 員	2番	神良一	3番	鈴木誠一
	4番	外崎満幸	5番	葛西徳男
	6番	長利弘貴	7番	大川新造
	8番	葛西誠	9番	大川賢一
	10番	長利弘明	11番	澤田健吾
	12番	野上喜代次	13番	木村巧

4. 欠席委員（0人）

委 員				
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第23号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第24号 農地使用貸借の合意解約書について

報告第25号 農地移動あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第28号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第29号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第30号 競売等買受適格者の証明について

議案第31号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する適格者について

議案第32号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）について

協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 三上晋一

次 長 前田和夫

総括主幹 開米るみ子

主 幹 今雄大

7. 会議の概要

事務局	<p>ただいまから、平成28年度中泊町農業委員会1月定例総会を開会いたします。</p> <p>本日、出席委員は14名中14名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。</p> <p>はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。</p>
議長	<p>今日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます</p> <p>これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。</p> <p>会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。</p> <p>次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>それでは、議事録署名委員は、7番大川新造委員、8番葛西誠委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員開米総括主幹と今主幹を指名いたします。</p> <p>以上で日程第2を終わります。</p> <p>それでは、日程第3の報告第23号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>◎報告第23号</p> <p>3ページをお開きください。報告第23号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。平成29年1月20日提出 中泊町農業委員会会長。</p> <p>今月の賃貸借の合意解約は、4件ございました。内容については、資料をご覧ください。報告第23号については、以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの報告第23号について、何かご意見等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(意見なし)</p> <p>無いようですので、報告第24号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>◎報告第24号</p> <p>16ページをお開き下さい。報告第24号「農地使用貸借の合意解約通知書について」農地使用貸借の合意解約通知書について、次のとおり報告する。 平成29年1月20日提出 中泊町農業委員会会長。</p>

事務局 今月の農地使用貸借の合意解約は1件ございました。内容については資料をご覧いただきたいと思います。報告は以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告第24号について何かご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長 無いようですので、報告第25号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第25号

事務局 20ページをお開き下さい。報告第25号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(平成28年12月実施分)の結果について、別紙のとおり報告する。
平成29年1月20日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。12月分の農地移動あっせん申し出は6件ございました。内容については、申出一覧表をご覧いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告第25号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長 無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第28号

議長 議案第28号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 23ページをお開き下さい。議案第28号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。平成29年1月20日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 議案第28号について、受付番号40番から43番に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

大川新造
委員

7番 大川です。
それでは報告いたします。去る1月6日、私と葛西誠委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は所有権移転が4件ございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局

今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号40番から43番までの4件ございました。内訳は、売買が1件、農地適正化あっせん事業による売買が1件、贈与が2件です。

受付番号40番は、田茂木字若宮、薄市字花持と沖原地内の10筆の田22,621平方メートルの贈与です。譲受人は、譲り渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号41番は高根字小金石地内の1筆の田487平方メートルの売買です。譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号42番は、大沢内字住吉と海原地内の8筆の田と畑20,785平方メートルの親子間の贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米とそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号43番は、田茂木若宮地内の2筆の田12,379平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号40番から43番について、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議 長

ないようですので、お諮りいたします。議案第28号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議がないようですので、議案第28号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第29号

議 長

議案第29号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局

29ページをお開き下さい。議案第29号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。平成29年1月20日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページお開き下さい。それではご説明いたします、平成29年1月17日付け中農政第267号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

33ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が12件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が5件とあおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡が7件となっています。

受付番号41番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、尾別字小谷の農地6筆、地目は田、面積は14,686㎡です。売買価格は367.1万円です。対価の支払い期限は平成29年2月2日を予定しております。

受付番号42番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、尾別字小金石の農地1筆、地目は田、面積は4,242㎡です。売買価格は127.2万円です。対価の支払い期限は平成29年2月2日を予定しております。

受付番号43番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、宮川字種取と田茂木字若宮の農地3筆、地目は田、面積は10,451㎡です。売買価格は250万円です。対価の支払い期限は平成29年2月2日を予定しております。

受付番号44番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、高根字小金石の農地4筆、地目は田、面積は14,052㎡です。売買価格は421.5万円です。対価の支払い期限は平成29年2月2日を予定しております。

受付番号45番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、大沢内字住吉の農地2筆、地目は田、面積は11,534㎡です。売買価格は403.7万円です。対価の支払い期限は平成29年2月2日を予定しております。

受付番号46番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、大沢内字二タ見と大沢内字住吉の農地2筆、地目は田、面積は9,891㎡です。売買価格は346.2万円です。対価の支払い期限は平成29年2月2日を予定しております。

受付番号47番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、尾別字小谷の農地1筆、地目は田、面積は2,719㎡です。売買価格は60万円です。対価の支払い期限は平成29年2月2日を予定しております。

受付番号48番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、豊島字千鳥の農地7筆、地目は田、面積は15,612㎡です。売買価格は624万円です。対価の支払い期限は平成29年1月30日を予定しております。

受付番号49番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地6筆、地目は田、面積は16,318㎡です。売買価格は400万円です。対価の支払い期限は平成29年1月30日を予定しております。

受付番号50番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地13筆、地目は田、面積は8,192㎡です。売買価格は110万円です。対価の支払い期限は平成29年1月30日を予定しております。

受付番号51番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、豊岡字若松の農地1筆、地目は田、面積は1,423㎡です。売買価格は49.8万円です。対価の支払い期限は平成29年1月30日を予定しております。

受付番号52番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は4,028㎡です。売買価格は110万円です。対価の支払い期限は平成29年1月30日を予定しております。

所有権の移転につきましては以上です。

66ページから77ページまでをお開き下さい。今月の利用権設定は新規が9件、再設定が10件で面積は再設定、新規合わせて125,027平方メートルです。

受付番号81番は再設定で、設定する農地は富野地内の3筆の「田」4,069平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号82番も再設定で、設定する農地は富野地内ほか7筆の「田」17,874平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号83番も再設定で、設定する農地は尾別地内の2筆の「田」6,445平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。10アール当たり米1俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号84番も再設定で、設定する農地は尾別地内の1筆の「田」9,608平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号85番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」5,112平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号86番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の2筆の「田」4,496平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号87番は新規の設定で、設定する農地は富野地内の2筆の「田」9,756平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号88番は再設定で、設定する農地は尾別地内の6筆の「田」1,416平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号89番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の9筆の「田」13,181平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり20,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号90番も再設定で、設定する農地は高根地内の2筆の「田」3,873平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり15,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号91番は新規の設定で、設定する農地は大沢内地内の2筆の「田」6,774平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号92番も新規の設定で、設定する農地は大沢内地内の1筆の「田」1,039平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号93番も新規の設定で、設定する農地は大沢内地内の1筆の「田」1,327平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は全部で米3俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号94番は再設定で、設定する農地は薄市地内の5筆の「田」6,642平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は無し。賃借料は10アール当たり15,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号95番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の3筆の「田」4,821平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号96番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の2筆の「田」2,356平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号97番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」3,946平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号98番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の3筆の「田」5,682平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号99番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内ほか12筆の「田・畑」16,610平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり12,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 ないようですので、お諮りいたします。議案第29号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第29号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第30号

議長 議案第30号「競売等買受適格者の証明について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 78ページをお開き下さい。議案第30号「競売等買受適格者の証明について」農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格者証明願いの提出があったので審議を求めます。なお、当該適格者が最高買受申出人となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする。
平成29年1月20日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 議案第30号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

大川新造委員 それでは報告いたします。
去る1月6日、私と葛西誠委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の競売等買受適格者の証明願いは1件ございます。いずれも調査した結果、耕作目的の証明願いであり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上ご報告いたします。

事務局 79ページをお開き下さい。小田川土地改良区の公売公告により1名の方から買受適格証明願いの申請がありました。関係農地については、80ページに記載のとおりです。

願い出人は、水稻栽培を中心とした農地所有適格法人で自作地が本件農地の近隣にあり農地の集団化により作業効率アップと農業収益を向上させたいとのことでありました。

本件については、別紙の調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑には入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第30号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第30号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第31号

議長 議案第31号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 83ページをお開き下さい。「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」農地等の一括贈与に係る下記の贈与者及び受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項の規定する適格者であることの承認を求める。
平成29年1月20日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。平成28年1月定例会から平成28年12月定例会までの間、全部贈与の申請が11件ございました。このうち適格者の要件を満たしている人が4件ございます。
この方々から今後税務署及び県税事務所に提出する適格証明願いの申請があった場合、当農業委員会として証明してよいかどうか承認を求めるものです。該当者につきましては、全農地を耕作していることを現地及び資料等を基に確認しておりますことを申し添えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第31号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第31号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第32号

議長 議案第32号「贈与税の納税猶予及び不動産取得法の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を議題といたします。事務局より議案の説明と朗読をお願いします。

事務局 85ページをお開き下さい。「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）について」贈与税の納税猶予の特例を受けている下記の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項の適用の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求める。なお、証明願いが遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き追加承認するものとする。平成29年1月20日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。相続届出書提出予定一覧表ですが、継続件数が12件、受贈者及び贈与者死亡により免除申請が8件ございます。該当者につきましては、全農地を耕作していることを現地及び資料等を基に確認しております。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

（質疑、意見なし）

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第32号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第32号は原案のとおり決定いたします。

議長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議長

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

その他の件について、委員から何か意見ありませんか。

それでは、以上をもちまして、平成28年度中泊町農業委員会1月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年1月20日

農業委員長

署名委員

署名委員
